

第5章 計画の着実な推進

1. 庁内体制の整備

次世代育成支援対策行動計画は、児童福祉分野にとどまらず、教育、保健、生活環境、産業経済など、庁内の様々な分野にわたります。そのため、本計画の実施にあたっては、全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握、点検しつつ、その後の対策を実施していきます。

なお、計画の推進にあたっては、国、県、事業主とも密接に連携・協力しながら取組んでいきます。

2. 市民との協働体制の構築

次世代育成の取組みは、市民や関係団体等の参画が不可欠です。

市民や関係団体、学識経験者等で構成される推進組織を整備し、計画の進捗状況に関する情報を共有化し、施策・事業の評価・円滑な実施に向けて、意見の交換や連絡調整を行うなど、市民と市との協働体制を築きます。

3. 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容や実施状況について、広報紙やホームページ等を活用し、市民に分かりやすく周知するとともに、市民の意見等を聴取しながら、その後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

4. 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実行していくには計画の進捗状況の定期的なフォローアップが必要です。本計画に掲げた目標値に基づき、毎年、進捗状況を点検するとともに、推進組織に報告し、計画の着実な推進をめざします。